

議事日程 (第3号)

平成30年 6月22日 午前9時00分開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第3 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第9 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第10 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第26号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 発議第2号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

本日の会議に付した事件.

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について
- 日程第3 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第18号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同約の変更について
- 日程第9 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同約の変更について
- 日程第10 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第11 議案第26号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第25号 大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算(第1号)について
- 日程第14 発議第2号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 閉会中の継続調査申出について(総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会)
-

出席議員（12名）

1 番	安丸眞一郎	2 番	黒木 徳勝
3 番	森田 勝典	4 番	林 威範
5 番	平田 利治	6 番	松熊武比古
7 番	長野 正明	8 番	平田 康雄
9 番	高橋 直也	10 番	平山 賢治
11 番	花等 順子	12 番	山内 剛

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安丸 国勝	副町長	……………	中山 哲志
教育長	……………	倉鍵 君明	総務課長	……………	重松 俊一
税務課長	……………	山田 恭恵	健康福祉課長	……………	平田 栄一
地域振興課長	……………	村田 まみ	産業課長	……………	佐々木大輔
建設課長	……………	田中 豊和	子ども課長	……………	松元 治美
会計課長	……………	佐田 裕子	生涯学習課長	……………	矢野 智行
住民課長	……………	矢永 孝治	財政係長	……………	早川 正一
総務係長	……………	堀内 智史			

---

開議 午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は12人です。

ただいまから平成30年第17回大刀洗町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

---

### 日程第1. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第1、諸報告を行います。

過日議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告願います。森田議員。

○議会運営委員長（森田 勝典） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。

議会運営について、協議結果を御報告いたします。

委員会は、19日の本会議散会後に協議会室において開催し、出席委員は5名でした。山内議長及び執行部側から重松総務課長の出席を得て協議いたしました。

議事日程表をご覧いただきたいと思っております。

議会運営委員会で協議の結果、議案第26号を本日の日程第11に追加することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山内 剛） これで諸報告を終わります。

---

### 日程第2. 報告第1号 自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告について

○議長（山内 剛） 日程第2、報告第1号自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑はありますか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 初日にお話はお聞きしておりますが、この処分の内容でのときに、保険会社がもちろんかかわっていると思うんですが、町としても、現場検証ではございませんけれども、そういう実地検証とかはなさったのでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 総務課、重松でございます。

それでは、花等議員の御質問にお答えいたします。

まず、事故の实地検証はしておりません。この過失割合、大刀洗町が80%、相手方が20%、この過失割合につきましては、こちらと相手方の保険者の担当で、過去の事例を考慮し、過失割合を決めたところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 同乗していた者としては、ちょっと過失割合の比率が極端過ぎるなという印象を持っております。反対するものではありませんけれども、もう少し保険者に頑張ってもらったなという印象を持っておりますが、そこ辺の感じはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 町が契約している保険屋のことを信用しておりますので、いたし方ないと考えております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号自動車事故による損害賠償額の決定に係る専決処分の報告についてを終わります。

---

### 日程第3 承認第3号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第3、承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑はありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから承認第3号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 11 名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第 4. 承認第 4 号 大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（山内 剛） 日程第 4、承認第 4 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

これから 1 日目に続き質疑を行います。質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。10 番、平山議員。

○議員（10 番 平山 賢治） おはようございます。10 番、平山です。きょうは元気でございます。先日失礼いたしました。

私は、本案に不承認の立場から討論を行います。毎年述べておりますが、主に 2 点でございます。

1 点目、限度額の引き上げでは国保問題の抜本的な解決とならず、国保制度、課税制度、国保国庫負担等の抜本の見直しが必要であること、2 点目に、本案は専決処分の要件を満たしておらず、法にのっとりて議決すべきこと、近隣の多くの自治体でも議決されているとおりであります。

以上、2 点につき賛成しかねますので、不承認と考えるものです。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから承認第 4 号大刀洗町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本件は、承認することに賛成の議員は起立願います。

〔議員 11 名中起立 10 名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本件は承認することに決定しました。

---

日程第 5. 議案第 18 号 大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第 5、議案第 18 号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第18号大刀洗町特別職で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第6. 議案第19号 大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第6、議案第19号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第19号大刀洗町税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立11名]

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第7. 議案第20号 大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第7、議案第20号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第20号大刀洗町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立10名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第8. 議案第21号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第8、議案第21号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第21号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第9. 議案第22号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第22号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体



の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第22号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第10. 議案第23号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について**

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第23号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 討論なしと認めます。

これから議案第23号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立11名〕

○議長（山内 剛） 起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第11. 議案第26号 大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第26号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） それでは、議案の説明に入ります前に発言をさせていただきたいと思います。

このたび、大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について、本来3月議会において指定管理者の指定を行うべきところを、議会への上程が遅れ、葬祭場の運営に関して御心配をおかけしたことはまことに遺憾であり、この場をお借りして、議会を初め町民の皆様に対し深くおわび申し上げます。関係職員に対しては、私から直接厳重注意するとともに、今回の事案の原因究明と再発防止策の策定を指示したところでございます。

また、私自身についても、今回の事態を重く受けとめ、みずからを戒め、町の最高責任者としての責任を明らかにすることによって、町職員に対して、そして、町民の皆様に対し、再発防止に向けた強い思いをあらわすため、私の7月分の給与の10%を減額したいと考えております。

今後とも、町政の適正な運営に一層努力を重ねるとともに、町民の皆様は、大刀洗町に住んでよかった、住み続けたいと思っただけのまちづくりに邁進してまいりますので、議員各位の御理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） それでは、議案第26号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

まず、提案理由としては、先ほど町長が申し上げましたように、今回、議会のほうに提案しております大刀洗町斎場の指定管理者の指定につきまして、期間が本年3月31日をもって切れていたことに対し、また、議会への上程がおくれていたことに対し、町長として責任をとるために、7月分の給与の10%を削減するための条例の一部改正でございます。

お手元議案書の2ページをごらんください。一番最後でございます。

新旧対照表を表示しております。ここに、新たに新設として、附則に「平成30年7月に支給する町長の給与については、その給料月額から10%を減じた額とする」ということで、1ページ戻っていただきまして、1ページをごらんください。

附則としまして、この条例は、平成30年7月1日から施行するというところでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑はありますか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今、町長のほうからの陳謝ということで、これは町長としての責任をとりますということでしたが、この葬祭場のことに関しては、指定者は副町長になっており

まして、指定管理者は株式会社たちあらいの社長の安丸町長になっております。であれば、責任のとり方としてはいかがなものかなと感じておりますが、立場的に、町長が町の最高責任者としての責任をとるってということもわからないではありませんけれども、このことに関しての責任であれば、副町長にも責任が及ぶのかなというふうに読みましたが、いかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

議員が御指摘のものは、町と株式会社たちあらいの指定契約書か何かに基づいて、今、おっしゃられてあるんですか。それにつきましては、いわゆる町のトップが町長になりまして、株式会社たちあらいのトップも町長になりますので、いわゆる民法上のというか、双方代理の禁止の規定がございますので、契約書上はそのように、どちらかをずらして契約しているということがございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 指定者の側には責任は及ぶ……、ごめんなさい、これは町長としての責任ですから、社長としての責任ではございませんので、なんですが、このことに関してだったら、指定者と指定管理者との関係になってくるのかなというふうに思ったんですけど、そこら辺の解釈をもう一つお願いいたします。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

議員御指摘の分は、恐らく大刀洗葬祭場ふるさとの管理に関する基本協定書の協定者の氏名でおっしゃられているんだと思いますけれども、あくまでも町の代表者は町長でございまして、ただ、協定書なり契約書なりを作成する場合に、受任者と契約者が同じ代表者になると双方代理になって民法上なりの規定に抵触しますので、そういう場合は便宜上、どちらかの代表を副に持って行って協定書を結ぶことになっております。ですから、町の責任者というか代表者としては、当然ながら町長ということがございます。

○議長（山内 剛） ほかに。平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。

葬祭場、指定管理者の指定がおくれたということで、町長が責任とって一月分を減額するということがございますけども、何も条例を触らずに、懲戒処分として減給処分をするべきじゃないかと思うんですけどね、その点、いかがですか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、職務規定としましては、任命権者である町長が職員に対して処分等は発令できますけども、町長につきましては、そういう処分はできませんので、本人申請に

よる減給を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 懲戒、本人が本人を処分することはできませんか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 一応できないと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 条例の改正でいくと、7月に支給する町長のということなんですが、これ、7月以降というふうに読めないでもないんですけども。例えば8月に戻すのであれば、7月と臨時議会を開くんでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 新旧対照表をもう一度御確認いただきたいと思っておりますけども、平成30年7月に支給する町長の給与については、給与月額から10%減じた額とするということで、7月分の給与のみ10%減額ということで提案をしております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。ほかにございませんか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。

冒頭、町長の謝罪の中に、担当者への厳重注意、それから、再発防止に向けた再発防止策を急いで策定を指示したとありましたけども、これについては、具体的な、例えば、いついつまでにという形での期限を切った形での策定指示なのか。

例えば、今回の斎場ふるさとの指定管理者の問題もありますけども、そのほか、例えば大刀洗診療所も医療法人の嶋田に10年間ですかね、こちらは。

それから、それ以外も、やっぱり県とか国の占用許可の関係とかもございませんから、指定管理とか占用許可申請の関係も含めて、全体的に、これを機会に洗い出して、やっぱり再発防止策を立てるべきかなというふうに考えておりますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 指定管理につきましての再発防止対策でございますけども、まず、公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の中に、第8条に、事業報告書を毎年度提出するということが明記してあります。実際、毎年度事業報告は受けております。その事業報告の中に、今回のことがないように指定管理者の契約期間の項目を新たに設けて、毎年度事業報告をする中で、あと何年指定期間が残っているか、そういうのを双方で確認して事業報告の確認をしていき

たいと思いますので、今回のことをもとに、事業報告書の中に新たに契約期間を設けて明記して双方で確認するというのを対策をとっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。1番、安丸議員。

○議員（1番 安丸眞一郎） 1番、安丸です。

ということは、公の施設の指定管理者のみ、そういった形での対策をするということですか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 今回の事案に関しましては、指定管理者の契約の期間が問題になっておりますので、今回の事案をもとに、指定管理者について行っている分については全てそうするという形で考えております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 次の指定管理者のところで質問しようかと思っていたんですが、関連がありますので質問いたします。

株式会社たちあらいには役員は設定してありますか。その役員の人事異動によって、人がかわってあると思うんですが、そこは、ちゃんと定款に基づいて処理がなされているんでしょうか。

それと、もう一つは、役員会は定期的にかかっているんでしょうか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） まず、役員会の開催でございますけども、役員会は年に数回開催をしております。それと、株式会社たちあらいの役員でございますけども、人事変更に伴いまして、なるべく早く定款の変更を行っておるところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） ごめんなさい。次の、質疑の議題で質問いたします。

○議長（山内 剛） できれば、次の。ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前9時33分

.....

再開 午前9時44分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

質疑はありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、本案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
討論ありませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田でございます。

町長がみずからを処分できないということではなくて、私としては、みずからを処分できるという立場で、もう本件、俸給の減額については反対して、町長の処分、懲戒処分として減給処分を求めます。

以上です。

○議長（山内 剛） 賛成討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから議案第26号大刀洗町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立9名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

### 日程第12. 議案第25号 大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第25号大刀洗町葬斎場等施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 濟いませぬ、では、質問させていただきます。

初日にも質疑が出たところなんです、今回の指定の期間について、4月1日からさかのぼって契約をしたいという提案であります、これについて関係条文を見ておりましたが、さかのぼって指定できる根拠はどうしても見当たらないように思うんでございます。

例えば、町の条例ですね、公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例というのがございますが、この6条で、「議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする」と書いてあります。この根拠となる地方自治法の244条の2というのを拝見しておりますと、これは、「あらかじめ議決を得なければならない」というふうに書いております。

ですので、この要件を厳格に捉えるならば、議決後の契約しか行ってはならないというふうには私に読んだんですが、これに対して、町がこの4月1日からさかのぼって契約ができるという部

分についての根拠というのをいま一度お聞かせいただければと思うんですけど。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平山議員の御質問にお答えする前に、この議案である指定管理者の指定処理が遅れたことに関しまして、議員の皆様そして町民の皆様に過大な御心配と御迷惑をおかけしていることに対し、担当課といたしまして深くお詫び申し上げます。このたびは誠に申しわけございませんでした。

今後、このようなことが起きませんよう、担当課といたしましても一層の注意を払い、確認を十分に行いながら進めてまいりたいと思いますので、どうかこの議案につきまして、御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。答弁をさせていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、法的には自治法244の2指定管理者の議会の議決の部分に抵触すると考えられます。しかしながら、時系列に申しますと、本来であれば3月議会で議決いただき、4月に契約更新をするべきところでしたが、双方とも契約しているものと思い込みまして、4月、5月と引き続き運営しておりました。

議員御指摘の部分でございますが、契約日のほうは6月の議決後となり、その指定期間を4月1日からの施行ということでさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 10番、平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） その地方自治法なり条例の規定を覆すだけの根拠となる答弁を今いただけなかったというふうに思っておりますが、あらかじめの議決を終れば指定期間をさかのぼれるのかというのが、ちょっと私ども、専門機関とか政党なり、町村の専門機関に聞いてみましても、こういったことについては認められないものと考えるといった見解をいただいておりますし、全国の事例にもわずかながらこのような実態があったようで、これについてはさかのぼらず処理をしているというふうにも聞いておりますので、先ほど町長の、いわゆる責任に対する、一つ議案が通りましたけれども、これは、法に従って議決後の契約期間とし、契約が空白になった部分は、ここを行政の責任できちんと法的に処理すると、このような対応が必要と思いますが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 平山議員の御質問にお答えします。

この件に関しましては、確かに、当初、適切な対応ができませんでしたので、これについては大変申し訳なく思っております。この事案がわかりましてから、こちらとしても、まず、県の市町村支援課の行政系のほうに助言というか、今後どういうふうに対応したらいいのかということで意見を求めています。

市町村支援課のほうからいただいた回答ですが、これは、当然ながら適切ではないけれども、できるだけ適法にすることが望ましいことから、指定期間を遡及して契約をすると、契約を有効なものとしておくべきだというふうな意見をいただいております。こういう県の助言も踏まえて、今回、提案をさせていただいているところでございます。

○議長（山内 剛） 平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） もう見解が異なるということであれば、議会としては法にのっとった議決をすべきだと、私は議員各位にも申し上げたいと思います。

それから、葬祭設置及び管理に関する条例の第14条におきましては、指定管理者側の責任も書いております。「指定管理者は、その指定の期間が満了したとき等々は、施設を速やかに現状に回復しなければならない」と書いております。

ということは、町の責任が今回問われているんですが、指定管理者側も、これ、失念していたら重大な問題であります。契約期間、これは、条文を読めば、回復しなければならないところを失念して、そのまま管理を続けていた。こちらの責任も問われないといけないと思いますが、町としては、当該指定管理者に対しての対応はどのようになさいますか。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 指定管理者側への処分としましては、口頭による厳重処分及び指定管理者側の再発防止策を求めているところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかはございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林です。

私も本議案が出てからいろいろ調べたんですが、該当するものがなくて、私の中で、これが適法だという確信が持てずにいます。町には顧問弁護士もおるとは思いますけれども、その市町村支援課とかいうところではなくて、法的に行政に詳しい弁護士とかに相談とかはなされていないんでしょうか。これが適法だという確信が、先ほどの課長の答弁でもちょっと、全然いただけてないんですけれども。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 林議員の御質問にお答えします。

顧問弁護士に相談をしたかということでございますが、今回の事例については、地方自治法あるいは条例の解釈の疑義というか解釈の問題でございましたので、そういう点に詳しい県の市町村支援課の行政系のほうに確認をしたところでございます。

あと、自治体法務のほうに詳しい他団体の職員とか、そういうところにも一応確認をしておりますが、顧問弁護士には確認をしてはおりません。



○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） なんか、どうも詳しい方に相談して大丈夫だと言われたからオッケーだと思っているというのが非常に危なっかしいというか、これが本当に適法なのかという確信が全然持てないんですね。

いろいろ調べておきますと、ちょっと他の自治体のことを出して申し訳ないんですけど、宮古島の市議会とかでも指定管理忘れがあったようです。ただ、それは、3月の時点で忘れに気づいて、4月、5月は別の業務委託の契約をして、また、先のところから指定管理を新たにしました。

今回、正しくするのであれば、やっぱり先の期日で指定管理を指定をして、このどうしようもできない過去の部分については別の処理をするべきだと思うんですが、その別の処理について検討はされたんでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 林議員の御質問にお答えします。

別の処理ということでございますけれども、いわゆる今回のケースというのは公の施設の指定管理に関するものでございまして、その公の施設というのも当然のことながら、地方公共団体の住民を中心とした方々が福祉の向上等のために使用する施設でございます。

ですから、今回、町と指定管理者の間の指定の契約が瑕疵があつて、4、5、6月のところまで、そういう条例上の根拠がないまま運営されていたとしても、指定管理者とそこを利用された住民の方の関係については、当然、住民の方が葬祭場を利用したことまで含めて、それを取り消すとか無効にするとかいうことは、明らかに住民福祉に反しますし、表見代理とか何なり考えても、そこはできないだろうという判断がございまして。当然、住民の皆様と、利用者の方々と指定管理者の関係を言えば、当然、住民の方々は全くそういう指定がなされてなかったということには、当然ながら御存じはないですし、そこは、当然利用契約というか、利用というのは、それは、そのまま有効であろうと考えています。

ただ、町と指定管理者の間において、そういう条例上の根拠がないまま公の施設の管理運営が行われていたというのが、明らかに法律上あるいは条例上の根拠を欠きますので、それは適法ではない、適切ではないので、その瑕疵を治癒する手段として、今回、議会の議決で4月1日から契約をするということをお願いをしているところでございます。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） ですから、その4月1日からの契約にできるという、適法であるという根拠に対しての説明について、一切納得ができていないというのが私の見解です。

それと、個人的に、これが民間同士であれば、利用者様の一番ベストな方法のために何とかしてやろうというのは非常にわかるんですけど、やっぱり行政ですので、それが法にのっとって

るのかどうかという点で納得し難いというか、説明が全く理解ができないというのが意見です。

もう一つ、いいですか。

○議長（山内 剛） はい。林議員。

○議員（4番 林 威範） それと、今回の議案については、論点が幾つかあると思うんです。

例えば、5年間の指定管理を株式会社たちあらいに任せた結果、業績等々も含めて、今後5年間もここに任せることに全く異議がないのかどうかという、その業績についての報告と、何でここをもう一回再指定したいのかという町側の理由ですね、まず、それが無いのが一つ。

それと、さかのぼっていいかどうかというのは、また全く別の話なのに、一緒にまとめてガバって出されるからややこしくなるのであって、一つ一つじっくり検討していくべき案件がたくさんあると思うんですけれども、一回、もう一度考え直していただけないかなというのが正直なところです。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治です。

間違いというのは、人は誰でも犯すものでございまして、それを間違った方法で直すというのは、ちょっと非常によろしくないんじゃないかと。もう、とにかく遡及自体は、憲法39条で法律不遡及の原則があります。これは特例を除いて、もう通常それはできないわけです。それは、社会秩序の維持、例えば、契約はさかのぼってやりましたということになっちゃうと大混乱を起こすわけですね。そういう法的安定性を担保するためにそういった原則がございまして、そこから民法だとかいろんな法律がここにできているわけがございまして。

指定管理者制度というのは平成15年にできております。もう15年もたっているんですね。その中で、こういった先例は1件もないんですよ。宮古島市議会の件で1件ございますけど、あれはさかのぼっておりません。

私は、法務省に聞きました。副町長さんは県のほうに聞かれたみたいですが、私はもう法務省へ聞きました。「できません」という回答です。これももう休憩して行政経営支援室に再度聞かれたらいいと思いますけども、できないんですね。

できないものをやるということは、大刀洗町が悪い先例をつくることになるんですね、笑い者になる。それは、ぜひやめていただきたいということと、間違いを、正しくはもう戻せないんですね。ですから、6月以降の契約にして指定管理者、この指定管理者の指定もちょっと問題ですけども、それは置いておいて、6月の適用にして、4月からの空白期間については、町長が悪うございましたで、懲戒処分で減給処分を受けますということと、指定管理者が、条例でいきますと、会場使用料が30数万円ありますけども、それは、指定管理者の収入にすることができるとあるんです。それがなくなるわけですから、その間、斎場、葬儀を実施した、その期間の収入に

については町にお返しをするというだけで済むはずなんですけどね。それさえもできないということでしょうか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 平田議員の御質問に対してお答えいたします。

まず、法律不遡及の原則についての御質問だったと思います。法律不遡及の原則につきましては、法律等を改正するときにさかのぼって適用してはならないという原則であると理解しております。これは刑法概念の一つであり、当事者の人権の保護など不利益をこうむることから原則不遡及、さかのぼってはならないとなっていると理解しております。

しかしながら、今回の場合は、このような事例とは異なり、契約でありまして、その更新に関する議決及び契約が遅延しておるといことです。

しかしながら、事実は株式会社たちあらいと大刀洗町はお互いの意思が一致し、契約という観点から見ますと、契約時と同様に事柄が成立しておったというふうに考えております。よって、議員御指摘の法律の概念であります法律不遡及の原則とは異なる問題であると考えております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） それをもって適法だということを言いたいんでしょうけれども、指定管理って契約ではないですよ。そもそも指定管理がさかのぼれるっていうのが、契約がさかのぼれるから大丈夫というのが、指定管理って行政処分に該当するので、それがさかのぼれるという根拠には当たらないと思うんですが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 林議員の御質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、契約と指定管理者の指定ということは、問題が違うと言われればそういう解釈もございしますが、実際、4月、5月と引き続き12件の葬儀を受けております。現在も葬儀が入れば、公の施設でございしますので、その葬儀を受けざるを得ない状況でございします。

繰り返しになりますが、県の市町村支援課等をはじめ、御助言をいただいたこともございまして、実態、今ある状況に早急に整備する必要がありますため、契約満了翌日の4月1日より効力をつけ処理したいものでございします。御審議よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） 林議員。

○議員（4番 林 威範） 濟いませぬ、最後に、本当に確認ですけど、市町村支援課で、これはやめたほうがいいというアドバイスはなかったんですか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 私が聞いている限り、市町村支援課あるいは県のほうから、今回の条例の提案について撤回すべきだとかいうふうな御助言をいただいたとは聞いておりません。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。

指定管理の契約等々についていろいろ言われておりますけども、ちょっと質問なんですけど、4月、5月、6月、公の施設として、多分、町民の皆さん、利用者が多分たくさんあったと思うんですけども、特別その利用者との葬祭場との間で問題等々は何も起こってないでしょう。

○議長（山内 剛） 重松総務課長。

○総務課長（重松 俊一） 4月以降、12件から13件ほど実際に葬儀等を利用いただきまして、特にトラブル等は起こっておりませんし、通常どおり葬儀等を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） そして、この株式会社たちあらいで出た利益は、毎年、町のほうに寄附金として、たしか去年が200万円、その前1,000万円ぐらい上がっていますよね。そういう形でずっと経営自体もきちんとなされていると聞いていますけども、そこは間違いないんですか。

○議長（山内 剛） 村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 高橋議員の御質問にお答えいたします。

葬祭場のほうの運営は、報告でもいたしましたように、健全に行われております。町への寄附額は総額で2,900万円となっております。

以上です。

○議長（山内 剛） ほかにございせんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 遡及の問題が議題になっておりますが、課長の答弁でも法に抵触するというのはわかっているけれども、あえて議決をお願いしたいというふうにおっしゃったと思うんですね。

私も、この件については随分調べました。契約ですとか、この管理指定の指定に関しては、契約はもちろん遡及できませんし、この管理指定に関しては244条の2の6項に、「指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ当該普及地方公共団体の議会の議決を経なければならない」という文言がありまして、あらかじめっていうことは、前もって契約は遡及できないというふうに読めるんですね。だから、私もこれを2つに、指定管理者を認めるということと指定管理者を指定する期日というのは別々に上程しなければならない問題だと思うんですが、そこは、いかがお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

先ほどからの答弁と重複して大変申し訳ないのですが、議員御指摘のように、当然、あらかじめ議決を得て指定するというのが法律なり条例で定められた決まり事でございます。

ただ、今回、それがなされてなかったところから、4、5、6月分のこれまで、この期間の指定管理者と町との間の契約関係なり、あるいは、利用者が利用されたことに対して法的な要件を欠いているという状態になっております。

ですから、今回、大変申し訳ないのですが、この議決をいただきましたら、この議決をいただいた以降で、改めて指定管理者のほうと協定を締結しまして、ただ、指定期間については、本年4月から5年間ということについて、今、法律なり条例上の要件を書いている瑕疵がございますので、その瑕疵を治癒するためにも今回、議会のほうの御理解をいただきたいということで提案を申し上げているところでございます。

○議長（山内 剛） 花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 行政のほうも遡及することはできないという認識を持ってあって、それで議会として法に合わないことを議決しろっておっしゃるのは、とても納得がいかないところです。だから、指定するのはいいんですけれども、さかのぼることは、やっぱり議会としては認められないことだと思うんですが、そこら辺の回答をもらっていますけど、全然理解できません。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

同じような答弁になって大変恐縮でございますけれども、今の状態をできるだけ適法に近づけることが一番最善だというふうに町としては思っております、議会のほうにもぜひ御理解をいただきたいということで御提案をしているところでございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） それと、もう一つお尋ねしたいのは、つい先日まで失念して、ふるさとの運営がなされておりました。これは失念していたということで理解できないこともないんですが、指定がなされていない状態のことに気づいた後も営業がっております。このことについては、不法営業といいますか、そういうものに当たるんじゃないかと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山内 剛） 中山副町長。

○副町長（中山 哲志） 花等議員の御質問にお答えします。

先ほど来の答弁と重複することもありますけれども、まず、葬祭場については、公の施設でござ

ざいまして、住民が福祉の向上等のために利用できる施設でございます。

今回は、指定管理者と町との間の指定の関係で問題がございましてこのようなことになっておるんですけれども、住民の方には何も責任もなければ悪い点は全くないわけです。住民の方が公の施設を利用したいと言われている場合に、町としては、そこは利用を止める、だから、町と指定管理者の契約の関係で、住民の方に不利益は与えたくないというのが、まず第一の考えでございまして、それについては、とにかく住民の方には公の施設でございますので、まず利用を継続してもらい、利用できるようにしたいというのが町としての判断でございます。

それと別な話として、今、法律上あるいは条例上の根拠を欠くような指定管理者と町との公の施設に関する状況になっておりますので、そのこの契約の瑕疵を治癒させるためにも、今回、指定期間を4月1日からということをお願いしたいということで、今回、条例についてお願いをしているところでございます。

○議長（山内 剛） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ございませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治です。私は反対の立場で討論させていただきます。

今回の議案の内容については、ふるさと斎場の指定管理者の指定が指定期間満了前の3月議会に上程すべきところを、これを失念し、6月議会に上程し、4月にさかのぼり管理者の指定と契約をするというものでありますけれども、これは、憲法39条法律不遡及の原則、それから、地方自治法244条の2に違反しております。議会で審議するような内容ではございません。この議案を可決するようなことがあれば、議会としての真価を問われるということになります。議員の皆さんの良識ある判断を期待しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論ございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。私は賛成の立場で討論をいたします。

先ほどから質疑を聞いておりますと、なかなか解決の方法がないと。執行部も答弁に苦慮しておるようですけれども。法の不遡及の原則というのは確かにございます。これは憲法39条でも謳っております。それは、特に刑罰法規についての不遡及というのが原則でございまして、刑事訴訟法が改正されて、過去の犯罪が重罰になった場合、それは適用されないというのが不遡及でございます。

ただ、例外として、殺人に対する時効が15年、その後25年になって、今、時効がなくなっております。これは、例えば、時効が15年、25年のときの殺人事件が15年過ぎれば、25年過ぎれば時効を迎えるかということ、これは、時効がなくなったことによって、この事件に

ついでの時効は遡及をして、殺人の場合は、そういう事件は時効のない扱いになります。これは一応合憲と判断されております。

それで、一般的に、今回の葬祭場、これの指定管理の契約が2カ月半ほど、職員なのですが、失念することによって契約がなされない状態で運営されていたことについては、逆に、法令の遡及適用という項目がございます。これはどういったことかと言いますと、公益性があること、それと、ここでは住民ですけども、利害関係が直接に及ばない場合、これは利害関係は直接、その期間、契約がされていなくても利害関係は直接住民の皆さんに及んでおりません。返って、葬祭場を運営されてきたわけですから。そういった場合、関係者にとって、契約はなされていなかったけども、そこが契約状態で運営されていたことによって、住民が利益をこうむる、利用者が利益をこうむると。こういう場合は、さかのぼって、法令の遡及適用という項目がございます。だから、今回のこの議案は、職員の失念したことが原因ですけども、4月1日にさかのぼって遡及、適用できると、私は考えております。

最終的に、法に違反しているとか云々というよりも、この大刀洗町の議会が住民の皆さんとどう向き合って判断していくか、このことです。そのことによって、葬祭場の運営に支障を来したり、そうすることが、返って住民の公共の福祉に反することでございます。

いろんな御意見も先ほど出ましたけれども、執行部も丁寧に答弁をされていたと思います。そういった観点から、我々議会が住民にどう、公共の福祉にどう寄与するかということが大事でございますので、そういった意味において、議会が議決するということは、議決された以上は、これは有効ですから、最終的に、そういった意味で、この議案に対して私は賛成の立場で討論をいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、反対討論はございませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 4番、林威範です。本議案に対して反対の立場から討論をいたします。

質問をたくさんさせていただきましたが、まず、そもそもこれが適法だという根拠に一向にたどりつけないというのが一点と、いろいろ調べても、指定管理者の遡及というのが引っかからない、検索できないんですね。それは、これが違法であるから、これまでされていなかったのではないかというふうに私の中では思っております。

まず、それが一つと、契約は遡及できるというお話がございました。私も住民の皆様にとって、プラスになる方法を考えなければならないという立場は一緒なんですけれども、そもそも、この法律上、行政処分に該当する指定管理の指定が遡及できるのかというところの法律については違反しているのではないかというふうに思っております。

それから、過去5年の株式会社たちあらいの業績を見まして、報告を受けますと、死亡者数は

横ばいですが、最近では、利用者が減少している傾向にございます。それも踏まえて、今後も任せていいかどうかという議論がまずされていない点、それと、遡及していいかどうかというのはまた別の問題でありまして、いろんな論点は一つにまとめて一緒に解決させてしまおうという、その姿勢も納得できかねるものであります。

また、法律上の瑕疵を治癒させて4月1日からとしたいということですがけれども、その治癒させる方法については全く納得できませんので、反対の立場で討論いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論ございませんか。9番、高橋議員。

○議員（9番 高橋 直也） 9番、高橋です。私はこの議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

いろいろ法律の解釈はあるとは思いますが、やはり大刀洗葬祭場が建ったときには、私は議員じゃありませんでしたが、皆さん、議会でも承認をして葬祭場が建ったわけでありまして、葬祭場があるということは、管理をする人が要するという前提のもとで運営をされております。そういった中で、やはり、今現在、じゃ、指定管理契約がされていないまま運営がなされている。じゃ、何か問題があったときは、誰が責任をとるのかと。何か問題があったときに責任をどこに持っていけばいいのかと、一番困るのは住民だと思います。やはり我々は、住民目線、住民の立場から、何があってもきちんと責任をとれるような状態に一日も早く体制を整えてあげることが、私は最重要だと思っております。

話も聞きますと、株式会社たちあらいさんも特別大きな問題なく運営もされており、町にも多大なる寄附金をしていただけているということですので、私は一日も早くきちんと、指定管理契約を遡及してでも契約して、きちんと町が責任をとれるような形にさせていただきたいと思い、私はこの議案に賛成をしたいと思っております。

○議長（山内 剛） 次に、反対討論はございませんか。平山議員。

○議員（10番 平山 賢治） 10番、平山です。私は本案に反対の立場から討論を行います。

当初より、この葬祭場の建設の必要性や指定管理者の選定については議論もあり、また、私も異議を唱えてきたところであります。他議員から御指摘があったように、第1に、この葬祭場の運営の手法あるいは指定管理者の実績等について精査すべきが本筋であります。

第2に、地方自治法あるいは町の条例等の条文によっても、これをさかのぼって指定できる根拠を見つけることができません。法令上、重大な疑義があるので賛成しかねるものであります。

今回、契約期間は議決後とすべきで、空白の生じた期間は町が責任を負って処理すべきであると考えます。法にのっとり、住民福祉向上の立場で誠実に処理されることを望みます。

また、一方、指定管理者側の責任も問われなければならないと考えます。



以上の点から、賛成、賛同しかねますので、反対の立場で討論をするものです。議員各位の御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はございませんか。そのほか討論ございますか。反対討論ありませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 私は、この議案に反対の立場から討論をいたします。

この案件は、執行部、指定管理者を初め、全ての機関の失念から生じた極めて重大な失態であります。なぜ、このようなことが起きたのか、詳細に検証し善処するとの町長の陳謝がありましたので、今後の対応を見守りたいと思います。

私は、この大刀洗葬祭場ふるさとを株式会社たちあらい指定管理者に指定することには賛成いたしますが、指定管理期間を平成30年4月1日に遡及することは認めがたいことであります。契約にしても指定にしても、過去にさかのぼることを禁じております。

地方自治法第244条の2の第6項には、「普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通の地方公共団体の議会の議決を経なければならない」とあり、あらかじめ、指定管理者を議会が承認しなければならないことになっており、過去にさかのぼることはできないことになっております。これを容認したら、議会が違法と知りながら、これを認めることとなりますので、議会の失態となります。行政の間違いを正すのが議会であり、違法行為を認めることは議会に汚点を残すこととなります。

先般、全国議長会で全国議長優秀賞を受賞した大刀洗町議会としては、慎重に判断をすべきだと思います。私もいろいろ調査をいたしましたし、関係機関に問い合わせもいたしましたが、これは遡及できるという答弁は一つもありませんでした。これはさかのぼることはできないという見解でありました。

ですから、指定管理業者を認めて、その後、指定をするということで、4月、5月、6月のことについては善処方法を考えていくべきだと思います。よって、この法に抵触する本案に反対すべきものとして反対討論といたします。議員皆様の御賛同を願います。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論、さらに反対討論ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） なければ、これで討論を終わります。

これから議案第25号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立7名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田です。

地方自治法244条の2の2項では、出席議員の3分の2の同意が必要と書いています。3分の2とは、11人中7.3でございます。8人の同意がなければ、これはできないと思うんですよ。いかがですか。

○議長（山内 剛） いや、この議案については、議案として上がってきたやつは過半数あればいいです。それは、ちゃんと議会でも、議会の必携でも、ちゃんとそういうふうにはなっています、平田議員。

それでは、次に進みます。

---

### 日程第13. 議案第24号 平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第24号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから1日目に続き質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。討論ありませんか。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 補正予算中、7款2項道路改良費でございます。この予算は、上下団地の売却が前提という予算のようでございます。購入予定の会社から、進入路の拡幅を町がするなら坪4万で購入してもいいということになりまして、今回、測量道路工事、土地取得合計で1,670万円が補正予算に計上されております。

そもそも上下団地の帳簿価格というのは7,300万円、これを坪4万ですから5,700万円で売るということになると、これは非常に大きな赤字になるわけでございます。

さらに、購入予定の会社の希望どおりに1,670万円もの町税を使用するということは、1企業に余りに配慮した予算となっております。このままでは町民の理解は得られないところでございます。

今年度予算では、基金が5億円取り崩されておりますけども、非常に厳しい財政事情の中に、やっぱり節約はしていかなきゃいけないんで、上下団地が売れないからということで、それをすべきではないということで、反対の立場で討論いたしました。

以上です。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はありますか。8番、平田康雄議員。

○議員（8番 平田 康雄） 8番、平田康雄です。平成30年度の一般会計補正予算につきまして、私は賛成の立場から討論いたします。

この補正予算の内容を見ても、今、平田利治議員が言われましたように、道路改良費です、それに、もう一つ商工振興費のプレミアムつき商品券発行とか、あるいは学力向上推進事業、あとは学校の改修費等、非常に重要な内容となっております。その中でも、私が一番気になるのは、この7款2項の道路改良費でございます。

これは、当局のほうから事前に説明がありましたけども、大刀洗町大刀洗南団地、これ、土地開発公社が所有する土地でございまして、かなりな土地をお持ちでございましたけども、ほとんどが売却し、この部分だけが残っているということでもあります。

なぜ、ここが残っているかという、トラックが入ってこない。道が狭いということでありまして、そのために入ってくる企業がないということで、ずっと残っておって、非常に問題となっている案件であります。

たまたまファブリック大西という企業がありまして、その隣になっているということで、そこが買ってほしいということなんで、検討した結果、希望価格は2万5,000円だったということでもあります。鑑定価格が4万4,880円ということでございますので、かなり低い、半額よりもちょっと高いぐらいですか、ということでもあります。

確かに、当初買ったときは非常に高額な金額で買われておりますけども、現在、地価がどんどん下がっておりまして、当初買った金額ではとても売却できない状況にあります。

そういう中で2万5,000円と、価格ではちょっと売れないけども、鑑定価格4万4,880円に対しまして、このトラックが入るように道路を一部改良をすれば、一応4万円で購入するということでもあります。私は、非常にいいことではないかと、何とかしてもこれを売却すべきであると思っています。

といいますのは、現在、大刀洗町も高樋の団地が完全に埋まりして、新たな工業団地をつくるべき時期に来ているのかなと思っております。周辺を見ましても、小郡のインター周辺に、結構、小郡のほうで工業団地をつくって受け皿をつくっておりますけども、大刀洗の場合は、新たな場所をつくろうと思っても、まず、県のほうに協議しても、この公社用地を売却しないと受け付けてもらえないということで、この公社用地の処分というのが極めて大きな課題であります。

今、工場用地を購入したいという問い合わせが結構来ておりますけども、それをやろうとしても、この公社用地があるために、どうしても前に進まないということで、町の大きな課題であります。したがって、今、道路を少し拡張すれば、それによって、まずは2万5,000円の土地が4万円に上がるということと、この懸案でありました工業用地の問題が解決すると、そういう面から見れば、私は、一刻も早くこの補正予算をおかけして、この上下団地を売却することによって、今後の大刀洗町のよりよい土地利用を図ってほしいです。ということで、私は賛成したいと思います。皆様方の御賛同をお願いします。

○議長（山内 剛） 次に、反対討論はございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから議案第24号平成30年度大刀洗町一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

[議員11名中起立8名]

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第14. 発議第2号 大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第14、発議第2号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 5番、平田利治です。

昨年12月に一部改正された大刀洗町政治倫理条例でございますけれども、第1条から3条の本則及び第12条の町工事に関する遵守事項、ここから副町長、教育長が除外されましたので、再度、それを戻すというものでございます。

新旧対照表を見ていただければと思うんですが、1ページなんですけど、旧第1条で、2行目ですけども、「町長及びに」、「及びに」、これは直し忘れなんです、には。「及びに町会議員」とあるんですが、これを新しく左側の表で見ますと、「副町長並びに教育長（以下「町長等」という。）」というところで、副町長、教育長を戻しまして、2条、3条に「等」を入れることによって、基本原則に副町長、教育長を戻したということになっております。

あと、2ページの第12条でございますけれども、ここにも「町長等」、「等」を入れることによって、町工事に関する遵守事項、一親等以内の親族等が経営する企業については、町からの工事を請け負いできませんよという内容なんですけど、それに戻したという内容でございます。

以上です。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） それでは、ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時41分

○議長（山内 剛） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

質疑ありませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） ちょっとお尋ねしますが、副町長並びに教育長を加えるということでございますけども、本則の目的第1条「この条例は、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し」とあります。「町民の厳粛な信託による」という文言との整合性を説明願います。

○議長（山内 剛） 5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 副町長、教育長というのは選挙で選ばれた者ではないということでございますけども、議会の議決、同意があったわけでございますから、議会は町民の信託を受けているわけでございます。それは、それで説明できると思います。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 議会の議決を得て任命されておりますけども、議会が一つのチェックをする場でございますから、その辺の人格について、議会はきちっとチェックができるわけですから、ここをあえて入れる必要はないんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 5番、平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 特別職としてお三方、非常に、物すごい権限をお持ちでございます。そこに、町工事の入札から除外しますと、辞退職を出さないで、今は違いますが、将来的に会社、企業の社長さんが副町長、教育長になる可能性もあるわけでございます。入札を仕切っている人たちが外されているということは非常に社会的不安が増すということと、1条、2条、3条は基本原理でございます。これについては、お三方とも法的に3条まで不利益業務の原則を守っていただくという意味で入れております。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 町の入札等について強い権限を持っている方であるという説明でしたけども、だからこそ、例えば推薦があった場合、議会がその部分、家族もしくは親族にそういう町の工事を受けている人たちがいるという事は、議会の中でチェックができるわけですから、あえて入れる必要はないかとは思いますが、いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 個別にそういう漏れがある、間違いというのはどこにでもあるわけでございますので、個別にやって漏れた場合があります、あると思います。予防的な措置として、やはり根拠条文に載せておいたほうが良いということでございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） その点は理解をできることだとは思いますが、ただし、この改正の中には謳われていませんけども、第4条、ここには、この新旧対照表のほうにはございません。

第4条で、これは資産等報告書の提出義務、これが4条でございます。この中からは外れるわけですが、そういう権限を持っておられる町の三役である副町長、教育長を資産等報告書の提出義務から外されている理由は何でしょうか。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 12月議会で、それは長野議員が提出された議案でございます、資産報告を副町長、教育長は外す、それから、町長と議員の配偶者は外すということで整理されたわけでございますので、それを私に聞かないでいただきたい。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 12月議会で、副町長、教育長は、私は改正案の発議者として外したわけです。それで、それに伴い、資産等報告の提出義務者からも外したわけです。今度、平田議員は戻されたわけですね。町の工事辞退届の提出者として、今度戻されたわけでございます。

ただ、なぜ、じゃ、ほかの部分では戻して、私は、これはもう当然、最初1条で外しましたから、全て外したわけです。あなたは、1条を入れて4条では外すと、この説明がつかないんじゃないですか。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 12月議会の内容をちょっと説明したいと思うんですけども、長野議員から提出された、事前説明では、そういう資産報告をなくすということだったものですから、私も賛成しました。内容を見たら、それ、第1条からもうガバッと外れている、12条も町長、副町長が外れている。これはおかしいんじゃないかというところで、私のほうで質問して、修正動議をかけると言われたんですね。

ただ、1時間でこんなもんができないんで断って、今回6月、3月にかかると思ったんですが、かからんものですから6月議会にかけてきたという趣旨でございます。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） いや、資産等報告の中から外したちゅうのは、その説明になっていないと思いますけど。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 資産等報告については、長野議員が提出されたときにもう結論が出ているということで、今回はそこは触れておりません。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 私の提出から外したのは、もう1条から全て外したわけです。あなたは戻してある。戻してあるのに、この部分だけは戻されていない。なぜ、戻されていないのか。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 資産等報告を外したことについては、私も賛同をしました、12月議会の。賛同したんですけども、基本原則、それから12条からも外れていた、外し過ぎたんですね。だから、それを戻したというだけです。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 1条の目的の中で、これが目的ですから、この中で入れている以上は、後の関係各条において、全て1条の中で謳われている町長、副町長、教育長、議員、これ、全部、全ての条の対象者になると思いますけど、いかがですか。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 私が今回改正したのは、4条の資産報告はもう結論が出ているとして、それ以外のところを改正しております。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 条文の都合によって、入れたり出したりというやり方というのは、条例としていかななものか、本当に完備されたものかということをおは疑問に思っております。だから、私は副町長、教育長を戻されるのは戻されてもいいわけです。ただ、もう全ての条において対象者とすべきと、そのことをおは言っているわけです。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） だから、趣旨がようわかっていないようですけども。4条については、12月議会でもう結論が出たという理解でおは整理しておりますから、あえて、そこは外しました。それ以外で漏れていたところを、そこを直しました。

以上です。

○議長（山内 剛） 長野議員。

○議員（7番 長野 正明） あのね、わかられていないみたいですけども、漏れていたとか漏れてなかったとかちゅうのは、あなたの捉え方だけであって、条例ちゅうのは、1条の目的で謳つとる以上は、全ての条において入れるべきなんですよ。

だから、それは、私が12月のときに資産報告で外したから、もうそれは答えが出ているじゃないかじゃなくて、戻す以上は、ここを何で入れなかったかという説明が必要なんです。ほかの部分では戻してあるわけですから。

○議長（山内 剛） 平田議員。

○議員（5番 平田 利治） 繰り返し同じ答えになりますんで。

以上です。

○議長（山内 剛） 意見は大体よくわかりました、お互いの意見は。ここで、もう質疑は一応、私の権限で終わらせていただきます。それで、この後に出てまいります討論で、また、その思いを言っていただければいいかと思しますので、質疑はここで終わりいたします。

これから討論を行います。討論は、原案に対する反対討論、次に賛成討論と交互に行います。  
長野議員、反対討論。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野でございます。

私は、昨年の12月議会において、この改正案を出しました。それで、改正案に不備があるということで、新たに改正案が出されたわけでございます。副町長、教育長については、私はどういう扱いでもいいと思います。それは、議会の中で戻すなら戻すで、それで。

ただ、条例として、これは不備があると。だから、資産報告等の中にちゃんと副町長、教育長が入っておけば、私は問題ないと思いますけども、そこの部分、都合のいいところでは入れて、都合の悪いところでは、都合によって入れたり出したりするというのは、条例が果たして条例としていかなものかということで、一応条例に不備があるということで反対をいたします。

○議長（山内 剛） 次に、賛成討論はございませんか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） それでは、討論はなしと認めますが、よろしゅうございましょうか。

〔なし〕

○議長（山内 剛） これで討論を終わります。

これから発議第2号大刀洗町政治倫理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

〔議員11名中起立8名〕

○議長（山内 剛） 起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決しました。

---

**日程第15. 閉会中の継続調査申出について（総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会、議会運営委員会）**

○議長（山内 剛） 日程第15、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

総務文教厚生委員会、建設経済委員会、議会広報委員会及び議会運営委員会の各委員長より、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りましたとおり、所管事務調査等の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の  
継続調査とすることに決定しました。

---

○議長（山内 剛） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第17回大刀洗町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時55分

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月22日

議 長 山内 剛

署名議員 森田 勝典

署名議員 林 威範

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年 6月22日

議 長

署名議員

署名議員